

ボランティア・市民活動振興事業助成実施要綱

辰野町共同募金委員会
(社会福祉法人 辰野町社会福祉協議会)

(目的)

第1条 この要綱は、辰野町内におけるボランティア・市民活動を振興するとともに、福祉の向上をはかるため、辰野町内で活動するボランティア・市民活動団体に対して予算の範囲内で、支援金助成に必要な事項を定める。

(助成対象事業および経費)

第2条 当該年度（4月1日から3月31日まで）に行われ、対象となる事業と経費は次にあげるものとする。

1) 事業

- ① お年寄りや子ども・障害児者・在日外国人等への支援や交流
- ② ボランティア・市民活動を広げるための学習会・研修会及び催し
- ③ 地域おこしや文化活動、先駆的・開拓的な事業で他のモデルとなるような事業

2) 経費

- ① 講師謝礼
- ② 器具、機材の購入費
- ③ ボランティア等の啓発活動の経費
- ④ その他、上記目的に該当する事業を実施する際の諸経費

(助成対象にならないもの)

第3条 次にあげる事業及び経費については、交付対象としない。

- 1) 他からの助成を受けているもの
- 2) グループ団体の日常的な経費
(ガソリン代、V活動保険代、暖房費、会場使用費、飲食費等)
- 3) 公民館等の公共施設の備品に相当するもの(テーブル・座椅子など)

(助成対象団体)

第4条 主に辰野町内で活動するボランティア・市民活動団体とする。

(助成金額)

第5条 1団体1事業とし、1事業あたりの限度額は5万円とする。なお、同一事業に対する助成は、3年を限度とする。

(申請手続き)

第6条 助成を受けようとする団体は、辰野町ボランティアセンターにある申請書に、必要事項を記入の上、期日までに辰野町ボランティアセンターへ申し込む。

(助成決定)

第7条 辰野町共同募金委員会会長（以下、共募会長とする）は第6条に定める申請があった場合は、プレゼンテーションによる審査会及び辰野町共同募金委員会審査委員会を開催の上、助成金を決定する。

(助成金交付の決定通知)

第8条 共募会長は第7条により助成金の交付を決定した場合は、申請者に対し、助成金額及び支払方法など所要事項を10日以内に通知する。
決定後の事業内容を変更する場合は事前に届け出て、承認を得ることとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けたものは、助成の対象となった事業が終了後、30日以内に実績報告書に所定の書類を添付の上、提出しなければならない。
但し、年度を超えることはできない。

(助成金の返還について)

第10条 実績報告書に基づき、以下に当てはまるものは、交付決定金額の一部取り消し、もしくは返還を求めることができる。

- 1) 助成金を目的外に使用したとき
- 2) この要綱に違反したとき
- 3) 実績額が助成金額に満たない場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、活動助成に関して必要な事項は共募会長が随時決定する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。